



県章

山形県公報

平成30年8月7日(火)

第2967号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……793
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……794
- 同……………(同) ……同
- 事業の認定……………(同) ……同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……796
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(教 育 庁) ……同
- 同……………(同) ……同

告 示

山形県告示第611号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
認定特定非営利活動法人ほほえみサービス米沢	ほほえみサービス米沢 米沢市門東町二丁目7番21号	訪 問 介 護	平成30. 8. 31

山形県告示第612号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
認定NPO法人ひらた里山の会 酒田市砂越字上川原459番地2	放課後等デイサービス事業所ならはし 酒田市檜橋字大林4番地の2	放課後等デイサービス	平成30. 7. 4

山形県告示第613号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市金池五丁目
- 2 公共測量を実施する期間
平成30年6月29日から平成31年5月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（数値図化）

山形県告示第614号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小国町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町中心部
- 2 公共測量を実施する期間
平成30年7月6日から平成31年3月15日まで
- 3 作業の種類
公共測量（デジタルオルソ作成及び数値図化）

山形県告示第615号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称
河北町
- 2 事業の種類
河北町役場新庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 西村山郡河北町谷地字谷地地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
河北町役場新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。
以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である河北町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について
現庁舎は昭和40年に建設された庁舎西棟と昭和41年に建設された旧児童会館である庁舎東棟、そして昭和48年に建設されたコミュニティセンターからなっており、これまで行政需要の多様化に対応すべく様々な改修を行ってきたが、庁舎は建設後50年、コミュニティセンターは40年以上を経過し、内外装の剥離や亀裂、腐食など、経年劣化による老朽化が著しくなっている。また、事務量の増大や町民ニーズの多様化、高度情

報化による情報通信機器等の増加によって執務室の狭あい化や収納スペースの不足も進んでいる。さらに、教育委員会と上下水道課がコミュニティセンターにあるため、来庁者にとって利便性が悪く、事務効率を妨げる要因にもなっている。その他にも、エレベーターや車椅子で利用できるトイレがなく、手すりやスロープの設置も不十分であるなどバリアフリー化されておらず、また、平成22年に実施した庁舎西棟及び東棟の耐震診断においても耐震性の不足による危険性が指摘されている状況である。

本件事業は、これらの問題に対応するために河北町役場の新庁舎を建設する事業であり、コミュニティセンターを含めた庁舎を整備することで、行政機能の充実によるより一層の住民サービスが図られるとともに、災害対策機能の充実による住民の安全と安心が確保されることとなる。また、隣接する児童動物園や河北公園と融合することで、近隣の「どんがホール」や「遊戯」などの地域交流施設との相乗効果による交流人口の拡大にもつながり、河北町における地域活動の充実が図られることとなる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、十分な敷地面積の確保、施設利用者の利便性や安全性、経済性等により申請案のほか周辺の2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は幹線道路に接しているため利便性に優れ、十分な敷地面積が確保できるほか、支障物件が最も少なく経済性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、現庁舎は昭和40年に建設された庁舎西棟と昭和41年に建設された旧児童会館である庁舎東棟、そして昭和48年に建設されたコミュニティセンターからなっており、これまで行政需要の多様化に対応すべく様々な改修を行ってきたが、庁舎は建設後50年、コミュニティセンターは40年以上を経過し、内外装の剥離や亀裂、腐食など、経年劣化による老朽化が著しくなっている。また、事務量の増大や町民ニーズの多様化、高度情報化による情報通信機器等の増加によって執務室の狭あい化や収納スペースの不足も進んでいる。さらに、教育委員会と上下水道課がコミュニティセンターにあるため、来庁者にとって利便性が悪く、事務効率を妨げる要因にもなっている。その他にも、エレベーターや車椅子で利用できるトイレがなく、手すりやスロープの設置も不十分であるなどバリアフリー化されておらず、また、平成22年に実施した庁舎西棟及び東棟の耐震診断においても耐震性の不足による危険性が指摘されている状況である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

河北町新庁舎建設課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人聲明会
 - (2) 代表者の氏名
赤尾 雷水
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市城西一丁目6番36-3号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、心身障害児者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して支援、並びに心身障害児者の自立生活に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県教育庁総務課学校施設担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3284
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年7月6日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14番地7
- 5 随意契約に係る契約金額 73,120,320円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県教育庁総務課学校施設担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3284

3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年5月30日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14番地7

5 随意契約に係る契約金額 93,955,680円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

平成30年8月7日印刷 発行所 山形県庁
平成30年8月7日発行 発行人 山形県